

## 振替決済口座管理規定 (振決一般債)

(この規定の趣旨)

第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う一般債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を本中金に開設するに際し、本中金とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として本中金が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

3 本中金は、お客様が一般債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客様から本中金所定の「一般債・短期社債振替決済口座設定申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

2 本中金は、お客様から「一般債・短期社債振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

(法人番号の届出)

第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の法人番号を本中金にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

（契約期間等）

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客様又は本中金からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

（本中金への届出事項）

第5条 「印鑑票」又は「代理人届」及び「一般債・短期社債振替決済口座設定申込書」等に押なつされた印影及び記載された住所、名称、代表者の役職氏名、法人番号等をもって、お届出の印鑑、住所、名称、法人番号等とします。

（振替の申請）

第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、次の各号に定める場合を除き、本中金に対し、振替の申請をすることができます。

- 1 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
  - 2 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
  - 3 一般債の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの
  - 4 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
- 2 お客様が振替の申請を行うにあたっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を本中金所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。
- 1 減額及び増額の記載又は記録がされるべき一般債の銘柄及び金額
  - 2 お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
  - 3 振替先口座及びその直近上位機関の名称
  - 4 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
  - 5 振替を行う日
- 3 前項第1号の金額は、その一般債の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。

- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 本中金に一般債の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに一般債の振替の申請があったものとして取り扱います。

(他の口座管理機関との振替)

第7条 本中金は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ本中金所定の振替依頼書によりお申込みください。
- 3 本中金で一般債を受け入れるときは、渡し方の口座管理機関に対し、振替に必要な事項（本中金名称、振替決済口座番号、口座名等）をご連絡ください。この連絡に誤りがあると、振替手続きが正しく行われない場合があります。また、事務手続き上、本中金の自己口を経由して、お客様口座への振替を行う場合があります。

(質権の設定)

第8条 お客様の一般債について、質権を設定される場合は、本中金が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、本中金所定の手続きによる振替処理により行います。

(抹消申請の委任)

第9条 振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還、繰上償還又は定時償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から本中金に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、本中金は当該委任に基づき、お客様に代ってお手続きさせていただきます。

(元利金の代理受領等)

第10条 振替決済口座に記載又は記録されている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。）及び利金を取り扱うもの（以下、「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、本中金がお客様に代って支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて本中金からお客様にお支払いします。

(お客様への連絡事項)

第 11 条 本中金は、一般債について、次の事項をお客様にご通知します。

- 1 最終償還期限
- 2 残高照合のための報告
- 2 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、本中金所定の時期に年 1 回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに本中金の集中事務センターに直接ご連絡ください。
- 3 本中金が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(届出事項の変更手続き)

第 12 条 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者の役職氏名、代理人、住所、法人番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに本中金所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」、「登記事項証明書」等の書類をご提出又は「法人番号通知書」等をご提示願うことがあります。

- 2 前項により届出があった場合、本中金は所定の手続きを完了した後でなければ一般債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第 1 項による変更後は、変更後の印影・住所・名称、法人番号等をもって届出の印鑑・住所・名称、法人番号等とします。

(手数料)

第 13 条 本規定に定める業務を取り扱うにあたり、お客様は本中金が別に定める手数料を支払うものとします。

- 2 本中金は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、一般債の償還金又は利金の支払いのご請求には応じないことがあります。

(本中金の連帯保証義務)

第 14 条 機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、本中金がこれを連帯して保証いたします。

- 1 一般債の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金及び利金の支払いをする義務
- 2 その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

（機構において取り扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

第 15 条 本中金は、機構において取り扱う一般債のうち、本中金が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

- 2 本中金は、本中金における一般債の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

（反社会的勢力との取引拒絶）

第 16 条 この振替決済口座は、第 17 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、第 17 条第 2 項各号の一にでも該当する場合には、本中金はこの振替決済口座の開設をお断りするものとします。

（解約等）

第 17 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、本中金はいつでも、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、本中金から解約の通知があったときは、直ちに本中金所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替ください。第 4 条による本中金からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- 1 お客様から解約のお申し出があった場合
  - 2 お客様が手数料を支払わないとき
  - 3 お客様がこの規定に違反したとき
  - 4 やむを得ない事由により、本中金が解約を申し出たとき
- 2 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、本中金は取引を停止し、又はお客様に通知をすることにより、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、直ちに本中金所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替ください。ただし、第 7 条に定める振替を行うことができないと本中金が判断した場合は、一般債を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なお、この換金により生じた損害については、本中金は一切責任を負いません。また、これにより本中金に損害が生じたときは、その損害額を直ちにお支払いください。

- 1 振替決済口座設定申込時にした表明・確約に関して、虚偽の申告をしたことが判明した場合
- 2 お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
  - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 3 お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて本中金の信用を毀損し、または本中金の業務を妨害する行為
  - E. その他AからDに準ずる行為
- 3 前2項による一般債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 4 本中金は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて売却代金等から充当することができるものとします。

(緊急措置)

第18条 法令の定めるところにより一般債の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、本中金は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第 19 条 本中金は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 1 第 12 条第 1 項による届出の前に生じた損害
- 2 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- 3 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害
- 4 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は本中金の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- 5 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、又は第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- 6 第 18 条の事由により本中金が臨機の処置をした場合に生じた損害

(機構非関与銘柄の振替の申請)

第 20 条 お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ本中金に対し、その旨をお申し出ください。

(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第 21 条 振替法の施行に伴い、お客様が有する特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例社債等の証券（当該特例社債等が社債等登録法第 3 条第 1 項の規定により登録されているものである場合には、登録内容証明書）のご提出を受けた場合には、振替法等に基づきお客様に求められている第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を本中金が代わって行うこと並びに第 3 号から第 5 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- 1 振替法附則第 14 条（同法附則第 27 条から第 31 条まで又は第 36 条において準用する場合を含む。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
- 2 その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等
- 3 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- 4 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、本中金の口座（自己口）を経由して行う場合があること

5 振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、この規定により管理すること

(この規定の変更)

第22条 この規定の各条項その他の条件は、法令または制度の変更その他相当の事由があると認められる場合には、本中金ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2 前項の変更は、周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

2020年4月1日現在

信金中央金庫